

平成26年度 第1回江別市消防委員会議事録

日 時：平成26年8月5日（火）

15：00～16：37

場 所：消防本部庁舎多目的ホール

出席者【敬称略】

消防委員会：	委員長	山崎	優	
	副委員長	村田	京華	
	委員	川岸	裕子	
	委員	飯沼	美智子	
	委員	丸山	博幸	
	委員	田村	修一	6名
消防本部：	消防長、署長、警防課長、指令課長、消防課長、予防課長、救急課長、 江別出張所長、野幌出張所長、大麻出張所長			10名
事務局：	庶務課長、庶務係長、庶務係員			3名
				計19名

議事内容（消防委員会資料参照）

庶務課長 　　ただ今から、平成26年度第1回江別市消防委員会を開催いたします。開催にあたりまして山崎委員長から一言あいさつをお願いいたします。

山崎委員長 　　皆さんこんにちは。今日は台風の影響で職員の皆様には落ち着かない状況の中で、委員会を開催するのは心苦しいですが、緊急があれば途中で取りやめることも考えております。

消防委員会委員長に就任しまして1年が経過しました。消防委員各位、事務局におかれましてはご協力いただきありがとうございます。また、消防職員、消防隊員の皆様におかれましては市民の暮らし、安心のため日頃の活動に感謝申し上げます。

さて、今年は江別市市制60周年を迎え、一つの節目を感じております。私は還暦を過ぎ今人生を振り返りますと、戦後69年間平和が続いたことに感謝して暮らしております。東日本大震災の復興が遅れがちで不自由な生活を強いられている人が大勢いることを忘れてはいけないと感じております。江別市で消防行政の円滑なる運営を図るためにしっかりと委員会を運営していかなければならないと考えていますので皆様におかれましてはどうぞよろしくをお願いいたします。

庶務課長 　　ありがとうございました。報告事項に入る前に皆様にご連絡いたします。委員の徳永様が所要のため本日欠席すると連絡がありましたのでお伝えさせていただきます。

それでは委員会条例第5条の規定によりまして、今後の議事につきましては委員長が議長となって進行していただくこととなりますのでよろしくをお願いいたします。

山崎委員長　それでは、3. 報告事項（1）市議会案件（消防関連）について事務局よりご説明願います。

庶務課長　それでは、（1）市議会案件（消防関連）のア　江別市消防長、消防署長の資格を定める条例についてご説明いたします。

資料の1ページをお開き下さい。本件につきましては、平成26年2月13日に開催した平成25年度第2回消防委員会で、3月定例会に提出すると説明させていただいた案件でございます。3月議会に上程し可決され、本年4月1日から施行されているものでございます。

この江別市消防長、署長の資格を定める条例につきましては、平成19年に地方分権改革推進法案が成立し、地方分権により、生活者の視点に立った地方政府の確立が求められました。また、平成21年第3次法案では地方立法権の拡大による地方政府の実現に向けて勧告が行なわれ、平成25年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、消防組織法第15条の改正を行うこととなりました。この政令により、平成26年4月1日以降、政令の基準を各市町村が参酌して市町村の条例で定めることになったものです。今までは政令で定める資格を有する者から、今後は市町村の条例で定める資格を有する者になったもので市の主体性が尊重された形となっております。

この条例につきましては、条例附則として平成26年4月1日から施行するということになっており、今現在消防長、消防署長の資格要件がこの条例に基づきながら運用されているという状況となっております。

以上でございます。

山崎委員長　ありがとうございました。ただ今の報告につきまして質問はありませんか。

田村委員　消防長の資格について質問します。条例第2条第2項で行政事務に従事した者で江別市事務分掌条例第1条に掲げる部の長の職その他これと同等以上のものも資格を有すると規定しているが、災害時において現場で指揮がとれないとすると、どのように補完されるのでしょうか。

庶務課長　消防長の資格につきましては、条例第2条では消防署長の職及び消防本部で消防署長と同等以上と認められる職にあるものと、部長職にあるものと2項目で規定されており、災害発生時は消防本部次長並びに消防署長が消防長を補佐し、その中で十分な業務体制をとり、指揮命令系統に従って災害対応に当たるという考えでございます。

山崎委員長　ありがとうございました。他にご質問はございませんか。なければ次にイ　消防車両の更新について事務局よりご説明願います。

西原課長　消防車両の更新についてご説明いたします。資料の2ページをご覧下さい。平成26年第2回定例会に提出した案件でございます。

現在当市では、4台の水槽付消防ポンプ自動車を所有しておりますが、そのうち消防署に配置されております車両が昭和63年度に取得したもので、25年が経過し老朽化が著しいことから災害活動の強化・充実を図るため更新するものであります。

更新車両の特徴といたしましては、4輪駆動方式にすることにより冬期間の災害時など

において機動力の向上が期待されます。

また、消火薬剤の放水機能の搭載や資機材収納スペースの拡充のほか、視認性を向上するために赤色灯を増設したものであります。

更新車両は、本年5月に指名競争入札を行い、株式会社北海道モリタが約5,050万円で落札し、6月の第2回市議会定例会の議決を経て売買に関する本契約を締結したものであります。また、車両の納車時期につきましては、来年1月の下旬を予定しており、江別出張所に配置することとなっております。

報告は以上でございます。

山崎委員長 ありがとうございます。ただ今、消防車両の更新について事務局から説明がありましたが、質問はございませんか。

村田委員 今回の更新については更新基準に基づく更新であると考えられますが、車両の更新基準はどのようになっていますか。

西原課長 救急車につきましては8年から10年、消防車につきましては約20年、他の車両については約30年を更新時期の目安としています。

山崎委員長 今回更新するポンプ自動車の積載水量は二千リットルとなっておりますが、この水量ですと短時間でなくなると考えます。ポンプ自動車であれば消火栓と連動するため、二千リットル程度でも十分というふうに理解してよろしいですか。

田中消防長 積載水量は二千リットルで、この水量ですと2分から3分間の放水でタンクはカラとなります。しかしながら大型水槽車もバックアップで出動して中継体制をとり、ポンプ車は消火栓から取水して消火作業等を行う体制を考えております。
以上でございます。

山崎委員長 ありがとうございます。他にご質問はございませんか。なければ次にウ 火災予防条例の一部改正について事務局よりご説明願います。

伊藤課長 予防課より、第2回定例会において議決されました、江別市火災予防条例の一部改正の概要についてご説明いたします。お手元の資料3ページをご覧ください。

改正の背景につきましては、平成25年8月に京都府の花火大会において発生した火災により、甚大な被害が発生したことを受けて同年12月に消防法施行令の一部が改正され、各自治体が火災予防条例を作成する際の基準となる条例の雛形も改正されたことによるものでございます。

見出しの1をご覧ください。1点目として、屋内や屋外で、多くの人が集るお祭りや花火大会などの催しものに際して、火災の発生する恐れのある器具などを取扱う露店を出店する場合には、消火器の準備と露店の開設届出を義務付けたものでございます。なお、顔見知りの方が集まる自治会や町内会での夏祭り行事など、一部規制の対象外としている催しもありますが、初期消火は火災で最も有効な手段でございますので、任意ですけれども、消火器や水バケツなどの用意をお願いしたいと考えているものでございます。

次に見出しの2をご覧ください。2点目としては、屋外における大規模な催しを「指

定催し」として指定し、主催者に防火担当者の選任と火災予防上必要な業務に係る計画書の作成を行わせるなど、屋外における防火管理面の規制強化を図ったものであります。

なお、この大規模な催しの規模は、一日あたりの人出予想が10万人以上、かつ露店の出店数が100店舗以上の規模のことを言っているものであります。やきもの市でも一日あたりの人出は約三万人程度でございますので、現時点で江別市には大規模なイベントはないものでございます。

施行期日につきましては、資料の見出しの1と2も、共通でございますが、平成26年8月1日となっているものでございます。

また、施行期日の関係から、消防としては7月中旬に各自治会や関係団体や事業所などへの周知を終えておりますが、今後、9月に秋季例大祭などの行事もございますので、実行委員会などと綿密に協議し、火災予防に努めていきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

山崎委員長 ありがとうございます。ただ今、火災予防条例の一部改正について事務局から説明がありましたが、質問はございませんか。

川岸委員 福知山市の他に東京でもプロパンの事故がありました。露店の抽出検査や実地点検査は江別市消防本部で行っているのですか。

伊藤課長 ご質問にお答えいたします。8月1日以降の直近のイベントとしては、江別地区の市民まつりがございまして、実行委員会と協議しまして、管轄の江別出張所にて届け出、消火器の設置指導及び検査を行っております。また、8月14日から野幌地区において盆踊り大会がありますので、そちらの実行委員会と協議しまして、届け出や消火器の設置及び当日の検査を進めてまいりたいと考えております。

山崎委員長 それでは私から福知山市の事故事例に関連し、露店で発電機を使う危険性について発言させていただきます。

福知山市の事例では、ガソリンの携行缶で発電機に給油しようとしたところ、気化したガソリンに引火し爆発が起こったものと記憶しています。発電機を使う露店ではガソリンの携行缶の取り扱いが不慣れではないかと思えます。たとえばプロパンのガスボンベですと安全弁が付いていますので、高温で熱してもタンクが爆発する可能性は低いと考えます。そのような意味ではガソリンの携行缶については危険度が高いと認識しています。その辺のことについて補足で説明願います。

伊藤課長 ご質問にお答えいたします。ガソリンの携行缶については、その取扱いに関してホームページで市民に対して公開して周知しております。また、例大祭や市民まつりの開催に際しましても、直接私どもが出向きまして、実行委員会など関係者に対してガソリンの携行缶の危険性について十分にうたえかけると共に、実際に検査に行った時に露天商等に十分に気を付けるよう指導しているものでございます。

山崎委員長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。

丸山委員 自治会や町内会の催しについては、火災予防条例に基づく消火器の準備、事前の届け

出については対象外とのことですが、発電機など大規模な催しと使うものは同じであるため、露天商の他にも一般市民への周知及びPRを十分に行っていただきたい。

山崎委員長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。なければ次にエ 専決処分 物損事故に係る賠償額の決定について事務局よりご説明願います。

黒沢課長 専決処分（交通事故に係る損害賠償額の決定）の議会報告について、事故概要とともにご報告いたします。お手元の資料6ページ目をご覧ください。交通事故現場図となっております。

事故の内容につきましては、平成26年4月10日の午後2時55分頃、札幌市厚別区厚別東4条4丁目8番地先の国道12号上の交差点内で、救急搬送途上のため、緊急走行により交差点を赤信号で通過しようとした救急車両と、左方向から直進してきた相手方車両が衝突したものであります。幸い人身事故には至りませんでした。相手方車両の運転席側側面と救急車の前面左側が損傷いたしました。軽微な修繕で済み、救急車は4月14日に修理が完了しております。

この事故の物的損害に係る賠償については、公益社団法人全国市有物件災害共済会を通して相手方と示談が成立し、平成26年5月9日に専決処分をいたしましたので、第2回定例会に報告したところであります。

また、職員に対しましては、4月中に署長訓示及び安全運転研修などを行い緊急走行中の安全確認の更なる徹底を指導し、今後ともより一層の安全確認と安全運転指導の徹底を図ってまいらる所存であります。

また、この事故の過失割合については、当方30%、相手側70%となっております。これは、裁判等の判例から緊急自動車が20～30%程度で一般車両が70～80%が基本と考えられており、一般車両には交差点またはその付近で緊急自動車が接近してきたときは、交差点を避けかつ道路の左側によって一時停止をしなければならない義務が課されることとなります。この場合停止すべきは、一般車両と言うこととなりますことから、青信号で交差点に進入したとしても一時停止義務を怠ったこととなります。また、緊急自動車は赤信号でも一時停止する必要がないものの、他の車両に注意して徐行する義務は課されています。そのため30：70となっております。

報告につきましては以上でございます。

山崎委員長 ありがとうございます。専決処分 物損事故に係る賠償額の決定について事務局から説明がありましたが、質問はございませんか。

山崎委員長 私から一つ質問いたします。私も車の運転中、時々交差点で救急車を見かけます。救急車は徐行していても、交差点を早く抜け出そうとする思いから救急車の通行の妨げになるような一般車両の走行を目にします。これについては、運転者の高齢化や若者の粗暴運転といったことが原因かと思われそうですが、救急車のサイレンに気付かないことが大きな要因かと考えます。そこで、交差点通過時のサイレンの音を高くすれば事故の発生を防げるのではないかと考えますが、消防本部としてはどのように考えますか。

黒沢課長 サイレンの音量については最も高い音で120デシベルと定められています。それ以上大きい音を出すことは法律で禁じられています。最大限の音を出しましても、近年の自動車は気密性、遮音性が高まっているため、サイレンが聞こえない事が多くなっている

るものと推測いたしております。

田村委員 国道等で緊急車両の通過時に自動的に信号が赤に変わるシステムがありまして、旭川市では申請を検討していますが、札幌市では設置状況はどうなっていますか。

西原課長 警防課からお答えいたします。救急車にはファストというシステムが搭載されておりまして、この近辺ですと大谷地付近から救急車の通過時に作動するようになっていますが、江別市に届くにはもうしばらく時間がかかるものと考えております。

山崎委員長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。なければ次にオ 一般質問答弁関係に移らせていただきます。資料5について事務局よりご説明願います。

西原課長 一般質問答弁関係の一点目、太陽光パネル関係からご説明いたします。平成26年第1回市議会定例会において、角田議員からの一般質問に対する内容についてご説明いたします。

質問の概略につきましては、近年一般住宅に太陽光パネルが普及したことにより、太陽光パネル設置住宅における火災のリスクについて外国で報告されていることから、太陽光パネルの火災に対する江別市の消防活動の体制についての質問であります。

答弁といたしましては、太陽光パネル火災に対する消防活動の現状として、平成25年3月に太陽光発電システムを設置した一般住宅の火災における消防活動上の留意点等について、総務省消防庁より通知されているところであり、太陽光パネル火災は、パネル自体で発電しており、容易に通電を遮断することができないなどの問題があることから、当市では感電事故や再出火及び落下の危険性などについて周知を図るとともに職員に研修を行い、電気火災対応における安全活動マニュアルに準じた消防活動を行っているところである旨、答弁しております。

江別市の太陽光パネルの家庭及びその他の事業所による発電状況につきましては、平成26年6月末現在の江別市内において北海道電力株式会社との契約は、全世帯数の約0.8%の462件で昨年5月末と比較して128件の増加となっております。

太陽光発電設備に係る火災状況につきましては、全国で平成20年から25年の間で延べ30件、昨年は6件でありました。

また、主な出火原因として接続箱、パワーコンディショナー等から出火するなど通常の電気火災と同様であります。江別市の現状につきましては、現在まで太陽光発電設備が原因による火災は発生しておりません。

以上でございます。

山崎委員長 ありがとうございます。今の説明に関しましてご質問はございませんか。

私も太陽光発電をやっていますが、この市議会の一般質問でパワーコンディショナーから出火があることを知りました。自分のところのパワーコンディショナーの運転状態を確認しましたが、フルパワーで5.5kw発電するものすごくパワーコンディショナーが熱をもちます。特に夏は高温になるためパワコン室を開放状態にしています。太陽光発電を行う一般住宅については風通しの良い場所に設置するなど、低温で保たれるようにすればパワコンからの出火は防げるのかなと思います。しかしながら、太陽光パネルで発電するため線に触れると感電します。消火の時には暴れる線があったら切るなどの方法で対処するといいいと考えます。今回の報告を受けて私も安全管理に努めたいと思いま

す。

他にご質問等はありませんか。なければ次の高齢者の救急情報について事務局よりご説明願います。

黒沢課長

それでは、平成26年度第1回市議会定例会における裏君子市議の一般質問についてご説明いたします。高齢者の救急情報について（高齢者の医療情報把握に係る現状と課題について）ご質問いただきました。

質問の概要を説明いたします。

全国的に一人暮らしの高齢者が増加するなか、三重県の鈴鹿市では一人暮らし高齢者の安心な救急体制の確立を目指し、円滑な救急活動に寄与すべく救急情報がわかるネットワークスを作製し、ふだんから身に着けていただくというものを配布しております。

外出先など、屋外において医療情報が把握できるなど、迅速で円滑な救急医療につながるのとありますが、江別市での現状と課題についての質問があり答弁では、お手元の資料に記載のとおり現場では意識、呼吸状態及び脈拍の確認を行うなど、適切な応急処置を施して医療機関へ搬送しているものであります。

江別市では、消防と健康福祉部が連携して、主に一人暮らしの高齢者にかかりつけ病院などを記載する救急袋の取り組みを実施しており、救急現場においては参考として活用しているところであります。

屋外での救急発生時の高齢者の医療情報把握につきましては、救急隊員の観察結果に基づき、常に最新の全身状態を把握する必要があることから医療情報の収集に努め、的確に対応しているところであり、今後におきましては、救急現場における活動が円滑に行えるようより最新の医療情報把握の仕方や仕組みなどについて検討する旨を答弁しております。以上でございます。

山崎委員長 ありがとうございます。ただ今、高齢者の救急情報について事務局から説明がありました。質問はございませんか。

川岸委員 この案件には直接は関係ありませんが、熱中症の搬送件数とその内、高齢者の搬送件数が分かりましたら教えてください。

西原課長 昨年7月末で25件、今年も同じような件数で推移しており、22件となっております。高齢者の熱中症の搬送件数ですが、高齢者だけの区分けはしておりません。また、熱中症だけではなく熱中症疑いや違う病名のものも含んでおりますので、それらのものを除外しますともう少し件数は減るものと考えます。高齢者の搬送につきましては、暑い時期になりますとトイレに行くのが面倒になり、水を飲まなくなる人がいます。水を飲まないで熱中症になり易くなり、こうした熱さ、体の水分の不足が原因で発症する事例が多くなる傾向にあります。なお、熱中症によって重症になったり、死亡した例は江別市では現在のところ出ておりません。

田村委員 高齢者に関する事で質問させてもらいますが、江別市でも今後、高齢化率が高まり、高齢化社会を迎えることになり、救急搬送の増加が予想される状況の中で消防車両は間に合っているのでしょうか。今後、増車する見込みはあるのでしょうか。

西原課長 警防課からお答えします。全国の救急出動件数については580万件を超え、年々増

加傾向にあり、軽傷については約半分という状態が続いております。高齢者の搬送は全体の53.1%を占めておりまして、江別市でも例外ではなく平成21年から件数は増え、昨年は4497件となっております。今後、高齢化が進行し江別市でも救急需要の伸びが予想されますが、現在のところ現行の救急車4台体制により救急需要の伸びに対しましても適切な対応が可能と考えております。また、各市町村の消防力の整備を進めるうえでの水準となる消防力整備指針というものがありますが、これが来年度以降改正される見込みがあり、改正の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

山崎委員長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。

村田委員 先ほどの説明の中で救急袋というお話がありましたが、どのような世帯にどのくらい配布し、PR活動はどのように行っているのか教えて下さい。

黒沢課長 健康福祉部の方で民生委員を通じてチラシと救急袋を希望者に配布しています。また、救急隊から救命講習や一般救急講習の際に希望する高齢者に配布しています。

西原課長 健康福祉部の事業であるために配布した数については把握していません。救急課長から説明があったとおり各種講習会や希望者には消防本部でも配布しています。

山崎委員長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。

救急袋の配布については健康福祉部の所管とのことですが、現場で活動する救急隊員も情報を把握すべきと考えます。各自治会を通じて高齢者への配布が済んでいるか情報を入手し、救急隊員の活動で役立てるようにした方がいいと考えます。

次に私から一つ質問させていただきます。先日のニュースの中でAED、自動体外式除細動器がオークションで売られていると報道がありました。AEDが管理されておらず、使用する時に使えないという問題が発生しております。AEDは適正に管理されていなければ使えないという認識の下にオークションでは買わせないようにする、AED設置施設で保管管理に関する講習を常にやるようにする等の対策が必要と考えられますが、この点どのように対応していますか。

西原課長 警防課の私から説明いたします。AEDにつきましては耐用年数は概ね7年前後とされています。電池は最近のものについては1年ないし2年となっております。また、付属するものにパドルというものがございます。これについては耐用年数は約2年です。管理については日常点検できるようになっています。異常があれば色が変わるようになっています。医療機器ですので日常点検は必要になってきます。北海道は特に冬期間、温度に差があるとロックがかかって動かない設備になっているため、そういう点を講習会等で説明しています。講習会では必ずボタンを押すように訓練していますが、実際にボタンを押す機会が少ないということがあって、付けてみると壊れているのではないかという問い合わせがあります。そういった難しい部分もありますが、各種講習等でそういった事をPRして維持管理をお願いしようと考えています。ただ、AEDは設置義務が法律や条例で定められているわけではありませんので、各企業、個人で維持管理してもらうことになります。ただ、必ず耐用年数があるためそれに基づいた医療機器であるという認識は忘れてならないのかなと考えます。

以上でございます。

山崎委員長 ありがとうございます。私もAEDの講習を受けて、資格証を受領しています。私の身近には公共施設しかなく、消防の講習会に触れる機会がありませんでしたが、AEDの設置が任意であるとしても万が一の時に役立つわけですから、法で規制されていることよりも善意で不特定多数の人が出入りする場所にはAEDが設置されているものと思います。そういった所の一覧ですとか、AED管理の講習についてはどのようなになっていますか。

西原課長 以前AEDマップを作っていましたが、AEDを設置している場所のマップというふうに認識されていますが、何かあった時にAEDを使っていいという意味のものです。全ての事業所が載っているわけではありませんが、最近では北海道でも同じようなマップを作っておりまして、設置している場所が出ている形になっています。当初は150機程度と把握していましたが届け出義務がないため、実際の数は消防本部では150機前後というふうにしか把握していません。実際に住民、企業が設置している数はその倍近くではないかと考えています。AEDの維持管理につきましては消防本部が指導いたしますが、設置指導は健康福祉部であり、それに基づいて設置した所に消防本部が指導に行くという仕組みになっています。

山崎委員長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。私からもう一点質問させていただきます。最近の気になる問題として、食物アレルギーが増えていると感じています。10分位のアレルギー症状がでますとエピペンを使用しなければ命にかかわるということを消防職員の方は何回か経験されたかと思います。エピペンに関する講習はどのような状況になっていますか。

西原課長 警防課の私から説明いたします。エピペンの関係につきましては文部科学省が所管となっています。小中学校、幼稚園では各学校で講習をして、先生方が使えるようになっています。消防本部については救急救命士がエピペンを使えるようになっていますが、本人の持っているエピペンしか使えないため、救急救命士が自分たちのエピペンを持って行って活動を行っているという状況になっています。食物アレルギーについては学校関係から連絡が入って知ることがあります。個人でもそういった関係の病気を持っている人がいまして、119番通報の時にエピペンを打ったのだけれどという通報が何度かありました。

山崎委員長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。川岸委員、飯沼委員につきましては、何か補足説明はありませんか。

川岸委員 小中学校ではアレルギー対象者を名簿にして何のアレルギーを持っているか敏感に把握しています。私の経験からはそこまで手が掛かる子供がいなかったものですから、教職員全員に講習が進んでいるという状況にはありませんでした。対象者がいるときに教職員を集めてということになるかと考えます。ただ、ニュース等で知識としてはいろいろありますので、アレルギー対策については学校でも力を入れて対応しているところでございます。

飯沼委員 エピペンに関しては、今年初めて幼稚園ではお泊り会の時に父兄からエピペンをお預かりしました。救急車を呼ぶ前の呼吸困難に対応するためのものとして本人のものを預か

りました。その前に、食物のアレルギー反応が出ないように万全に体制を整えましたので、万が一のものとして家庭でも使ったことのないものを預かりました。今年初めてそのような例があり、これからも増えていくと思いますので応急措置として使う機会があるため、知識として取り入れていくということはすごく大事だと考えています。

山崎委員長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。なければ次に（２）消防学校派遣・免許取得等の状況について事務局よりご説明願います。

永嶋課長 それでは（２）の消防学校派遣・免許取得等の状況につきましてご説明いたします。消防学校派遣・免許取得につきましては、昨年皆様にご審議していただきました、消防10か年アクションプランの中で一つの柱として人材育成を掲げました。今までも計画的な資格取得を行ってまいりましたが、平成26年度から10か年で約40名の職員が退職します。これは全体の3分の1程度が入れ替わることとなりますから、退職する職員が有していた資格、免許を早期に整理して業務に支障が出ないようにしようということで計画されているものでございます。これに基づきまして、平成26年度につきましては記載しているのは9月までということになっておりますが、（１）につきましては消防学校初任教育課程を含めまして江別市にあります北海道消防学校での派遣教育課程の各科目での入校状況となっており、（２）といたしまして救急救命士が行う医療行為が年々拡大傾向にあるということがございますので、札幌医科大学付属病院におきまして、気管挿管再講習であるとか、ビデオ硬性喉頭鏡講習、処置が拡大された2つの行為につきまして講習を受講している状況でございます。

次に2番目といたしまして、免許、消防・救助関連資格の取得、講習でございますが、大型自動車第1種免許につきましては、現在78名が取得している状況でございます。今後後期に向けて3名の取得が予定されています。本来であれば130名いる消防職員の全員が取得するのが一つの大きな目標ではございますが、現在大型免許を取得して運転する車両が大型車両9台、中型車両1台合わせて10台ありまして、これに定数をかけると91名の取得者がいれば車両を支障なく運行できる状況となっております。91名に近づけるべくやっておりますけれども、91名を超えた資格取得者を養成していきたいと考えております。また、低電圧電気取扱特別教育につきましては、最近のハイブリッド車の導入ですとか、また、太陽光パネル、これらにつきましても電気取扱の知識が必要だということで、多くの職員を講習に派遣したいと考えております。また、第二級陸上特殊無線技士につきましては、昨年10月から石狩管内で無線をデジタル化いたしました。またこの取扱いに関しましては消防車両28台にこの無線機が搭載されていまして、所轄で使える携帯の無線が24台ありまして、その持っている無線の台数に定数を掛けますと60名の免許所有者が必要だということになっております。これにつきましては現在31名の資格所有者がおりまして、今後4年間で毎年8名ずつ免許を取得させ、早期に60名以上の資格取得者を達成したいということで現在計画を進めている状況です。

以上でございます。

山崎委員長 ありがとうございます。ただ今、消防学校派遣・免許取得等の状況について事務局から説明がありましたが質問はございませんか。

丸山委員 札幌医科大学付属病院の講習ですが、各項目1名から2名の派遣計画ですが、講習を

受講した者が休暇中の場合などに代わりの者がいないと考えますと、年1名から2名程度の派遣のペースでよろしいのでしょうか。

西原課長　　まず①の気管挿管再講習ですが、これは資格を持っている者は再講習を受けなければならないということで、今年度1名を派遣するというごさいます。②のビデオ硬性喉頭鏡講習につきましては、気管挿管の資格を有し、再講習も受けている者が受講対象になっておまして、年次計画に基づき今年度は1名を派遣する計画になっています。③の処置拡大2行為講習ですが、これについては新しい講習で、従来は心肺停止の場合に行う点滴等の処置でしたが、救急救命士が行うことができる処置が拡大され、心肺停止の状態にいたっていなくても、ショック状態の人への点滴をしたり、血糖値の測定を行い、低血糖値の場合に点滴を行えるようになったものであり、こうした新たな講習への派遣についても計画的に進めている状況です。

山崎委員長　　ありがとうございます。この件に関しまして他にご質問はございませんか。

田村委員　　資格を取得すると手当は出るのでしょうか。

永嶋課長　　資格取得に掛かる費用は公費で支払いますが、資格取得に対する手当はございません。

田村委員　　天然ガスは燃焼範囲が狭くなっており、ガス体のほかマイナス16.2℃の液体もあります。今後、従来とは違った知識を要す資格の必要性が出てくるかもしれないと考えています。都市ガスは現在導管で供給しておりますが、液体タンクからの供給を江別市内で3か所計画しております。ガスだけでなく電気も使うため、これまでと違った知識が必要です。とりわけ、この場合、保安体制は使用者が自前で確保しなければならず、万が一火災等事故が発生した時は消防を頼りにします。今後、専門的な知識、資格を取得するためにも我々としましても消防との連携が必要と思います。

山崎委員長　　ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。なければ次に(3)消防関係主要年間行事予定について事務局よりご説明願います。

永嶋課長　　それでは(3)の消防関係主要年間行事予定につきましてご説明いたします。

これにつきましては、平成26年2月13日に開催しました平成25年度第2回江別市消防委員会でご報告いたしましたが、再度1月までの行事をピックアップしまして、ご報告させていただくものでございます。

まず8月につきましては10日に市の防災訓練が開催されます。※印をつけているものは、下段に記載のとおり消防委員会委員長にご案内する事業となっております。江別市防災訓練につきましては、毎年市内各地区を回って実施するものでございまして、今年度は野幌地区ということで北海道消防学校の施設を借りて実施することになっております。次に24日に江別市消防団8分団200人が集合し、北海道消防学校の施設を借りて団長査閲訓練を実施いたします。これにつきましては昨年も消防学校で行っていきまして、一般市民も来られてこの訓練を見て消防団に入りたいという方もいらっしやったという状況ですので、今年度につきましても広く市民に周知して実施していきたいと考えております。次に30日に北海道消防大会、これにつきましては消防職団員が年1回集うわけですが、本年は上富良野町におきまして全国から二千人から三千人が集まって

大会が行われることになっております。

9月に入りまして、14日に第19回防火ふれあい大麻が実施されます。また、25日には恒例になっておりますけれども、消防関係物故者慰霊祭ということで長年消防業務に携わってこられ、亡くなられた方を弔うもので、消防本部で実施することになっております。

10月に入りましてからは中旬から全道秋の火災予防運動が31日まで実施され、消防署予防課、各出張所が中心となりましてまた消防団にもお手伝い願ひながら、市内各所でのイベント、高齢者住宅等での防火指導を実施することになっております。22日から23日につきましては、緊急消防援助隊、これは大きな災害があった時にその発生地に北海道・東北ブロックから隊を派遣するための訓練を行うもので、昨年度は北海道が当番で苫小牧市で実施されましたが、今年度は青森県が当番で弘前市において実施されます。これにつきましては、江別市消防本部としては5名の救助隊と救助工作車1台を持って訓練に参加することになっております。

11月に入りまして、23日に北海道救急医学会学術集会在釧路市で開催されましてこれにつきましても全道から救急救命士または医療関係の先生方が600名程度集まりまして研修を行うことになっております。

12月に入りまして、1日に昨年から実施しておりますが、消防歳末特別警戒出陣式が行われまして職団員が集まりまして、各消防団が各地域をパトロールし、また、消防団長、昨年は消防長が8丁目を巡視しましてお店の方にも歳末の火災予防を啓蒙して歩くということで、本年も12月1日に予定しております。また、20日には歳末特別火災予防運動を31日まで各出張所、消防団が中心となって実施する予定となっております。

年が明けまして、1月6日に平成27年消防出初め式ということで市役所前、市民会館大ホールにおいて実施を予定しております。

以上、来年1月までに行われる消防関係の行事を報告いたします。

山崎委員長 ありがとうございます。ただ今、消防関係主要年間行事予定について事務局から説明がありましたが質問はございませんか。

田村委員 江別市防災訓練について質問します。8月10日の実施ということですが、当社で行った時は夏場の一番いい時期に行うとただ集まただけになってしまうため、冬期ですとか夏だと夜間の実施を指示しました。江別市消防本部では、冬期間に防災訓練を実施することは検討されていますか。

田中消防長 江別市防災訓練につきましては今まで冬期間に行ったことはありません。これまでの経過を見ますと様変わりしておりまして、昔は消防だけで各地区を回って消防連携訓練という形で行って来ました。江別市という環境の中で防災訓練を行わなければなりませんので、他の部局にもご協力をいただいて消防も中に入って、一つのまとまりの中で現在は江別市防災訓練ということで実施しております。田村委員がご指摘されるとおり、冬期間や夜間の訓練についてはその必要性を感じているところでございます。しながら中心となるのは市民ですので、市民が参加してもらえる時期も考えなければならないため、実際に開催するということになりましてもう少し検討していかなければならないのかなと考えています。

山崎委員長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。なければ、資料1から資

料7まで事務局より報告がございましたが、委員の皆様は確認されたということでよろしいですか。それでは委員の皆様が全員確認されたということで、報告事項は全て終了いたします。

次に4のその他に入りますが、全体を通じて何かありませんか。私から一言述べさせていただきます。組織から離れますと一人の市民の立場として改めて消防行政に対してそういった記事が自然と耳に入ってきます。そういった中で消防隊員の皆様が日々に危険にさらされるとか、そういったことに関して最大の情報収集はどうなのかなと思っていきます。例えば今、国でも薬物の乱用、危険ドラッグを判定できない、救急隊員が現場に行った時にこの人は何故こんな症状になっているのか分からないでは困ります。私が一番記憶に生々しいのは霞が関のサリン事件で、警察、消防隊員の方が160人負傷しています。それもサリンだという情報が全くない中に救助に向かっている。今の時代、色んな科学技術が蔓延してそういう中であって救急隊員がどう身を守って、そういう情報をいかに入手するのか、非常に私自身思いを強くするところでございます。

今年の国会でも消防団の装備一新が記事になっていまして、地方交付税もそういった装備に関して予算を増やすということが報告されていましたが、この件の内容につきましては、国が言っていることですから消防の装備がなお、強力なものになるよう願っていますし、その状況は次の委員会で報告していただけるとありがたいと思います。

田村委員

最後にご紹介だけしたいのですが、ガスがないと生活できませんから、ガスに子供の頃から親しんでもらうために食育と火育というものをやっています。旭川市にいたときに小学校を巡回してやっていましたが、食育は親子の料理教室等でやっていますが、火育というのは木をこすってやる火の起し方、マッチの擦り方、マッチの火の後始末をやっています。火に対しても安全をPRしています。消防本部さんが小学校を訪問される時にタイアップしてやれるかもしれません。何かありましたらよろしくお願いします。

山崎委員長

他の委員の方、何かありませんか。なければこれで議事を終了します。閉会にあたって一言申し上げます。冒頭のあいさつでも申し上げましたが、江別市の円滑なる消防行政の運営のために我々委員は存在します。我々は消防行政がよりスムーズに運営されることを願っていますし、それが市民の安全安心につながるものと信じております。私どもは皆様方のサポーターです。忌憚のない意見交換をしながら消防行政の発展に寄与いたします。

本日は長時間に渡りご協力ありがとうございました。これで議長を解任させていただきます。皆さんありがとうございました。

庶務課長

ありがとうございました。以上をもちまして平成26年度第1回江別市消防委員会を閉会させていただきます。なお、第2回江別市消防委員会は年明け2月を予定しています。時期が参りましたら改めてご案内をさせていただきます。本日は皆様におかれましては長時間に渡りお疲れ様でした。お帰りの際は雨のために視界が悪くなっておりますので十分にお気を付けていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。